

## 労働者派遣契約書

近畿スタッフ株式会社(派遣元)と株式会社厚労商事(派遣先)は、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

令和 2年 3月 16日

業務内容	パーソナルコンピュータの操作によるプレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成業務		
令第4条第1項各号の業務に該当する場合	(令第4条第1項第3号 事務用機器操作に該当)		
業務に伴う責任の程度	役職無し。稟議文書に関する決裁権限無し。部下0名。		
派遣先事業所名称	株式会社 厚労商事 関西支社		
派遣先事業所所在地	〒540-8527 大阪市中央区大手前●-●-● (TEL:06-●●●●-●●●●)		
就業場所 (名称)	株式会社 厚労商事 関西支社 堺営業所		
就業場所 (住所)	〒590-0078 堺市堺区南瓦町●-● (TEL:072-●●●●-●●●●)		
組織単位(長の職名)	堺営業所 営業第二課	(長の職名)	営業第二課長
指揮命令者	堺営業所 営業第二課 販売促進係 販売促進係長 □□ □□		
派遣期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 9月 30日		
就業日	月・水・金(国民の祝日および派遣先休業日(8月12日~15日及び12月29日~1月3日)を除く)		
就業時間(※)	①9:00 ~ 17:00	休憩時間	12:00 ~ 13:00 (60分)
	②10:00 ~ 18:00		
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。		
苦情処理	(1)苦情の申出を受ける者 派遣元: 大阪オフィス 派遣事業運営係主任 ○○ ○○ (TEL:06-●●●●-●●●●) 派遣先: 関西支社 支社長 △△ △△ (TEL:06-●●●●-●●●●)  (2)苦情処理の方法、連携体制 ①派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の◎◎ ◎◎へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。 ②派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の△△ △△へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。 ③派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。		
契約の解除に当たって講ずる雇用の安定を図るための措置	(1)労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣元の同意を得ることはもとより、あらかじめ相当期間の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。 (2)就業機会の確保 派遣元事業主及び派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 (3)損害賠償等に係る適切な措置 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、派遣元事業主が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元事業主がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元事業主が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について損害の賠償を行わなければならないこととする。その他派遣先は派遣元事業主と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元事業主及び派遣先の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣元事業主及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 (4)派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元事業主に対し明らかにすることとする。		
派遣元責任者	大阪オフィス 支店長 ◎◎ ◎◎ (TEL:06-●●●●-●●●●)		
派遣先責任者	関西支社 支社長 △△ △△ (TEL:06-●●●●-●●●●)		
就業時間外労働	上記就業時間外の労働は1日4時間、1箇月45時間、1年360時間の範囲で命ずることができるものとする。		
就業日外労働	上記就業日以外の日の労働は1箇月に4日の範囲で命ずることができるものとする。		
便宜供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える給食施設、休憩室、更衣室及び診療所については、本契約書に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えることとする。		

紛争防止措置	<p>(職業紹介許可ありの場合) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨を事前に通知することとし、派遣元が職業紹介を行うこととする。職業紹介により当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合の手数料として、派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の■%に相当する額を支払うものとする。</p> <p>(職業紹介許可なしの場合) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨を事前に通知することとする。なお、派遣元は職業紹介事業の許可を受けていないことから、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合においても、派遣先は派遣元に対して手数料を支払わないものとする。</p>
--------	---

紹介予定派遣に関する事項 (紹介予定派遣の場合のみ記載)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 当該労働者派遣契約は紹介予定派遣に係るものである。</p> <p>(1) 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等  雇用期間 期間の定めなし  業務内容 パーソナルコンピュータの操作によるプレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成業務  試用期間に関する事項 なし  就業場所 株式会社 厚労商事 関西支社 堺営業所  (〒590-0078 堺市堺区南瓦町●-●)  始業・終業 始業:9時 終業:18時  休憩時間 60分  所定時間外労働 有(1日4時間、1カ月45時間、1年360時間の範囲内)  休日 毎週土、日、国民の祝日、夏季休業(8月12日～15日)年末年始(12月29日～1月3日)  休暇 年次有給休暇:10日(6箇月継続勤務後)  その他:有給(慶弔休暇)  賃金 基本賃金 月給200,000～250,000円(毎月15日締切、毎月20日支払)  通勤手当:通勤定期券代の実費相当(上限月額35,000円)  所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率  ・所定時間外:法定超 25%、休日:法定休日 35%、深夜:25%  昇給:有(0～3,000円/月) 賞与:有(年2回、計1箇月分)  社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有  労働者を雇用しようとする者の名称 株式会社厚労商事  就業場所における受動喫煙防止措置 屋内禁煙</p> <p>(2)その他  ・派遣先は、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元事業主に対して書面により明示する。  ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入することとする。</p>
---------------------------------	---

協定対象派遣労働者(労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の対象となる派遣労働者)に限定するか否かの別	<input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者に限定する <input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者に限定しない
--	---

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	<input type="checkbox"/> 無期雇用派遣労働者に限定する <input type="checkbox"/> 60歳以上の者に限定する <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも限定しない
------------------------------	--

派遣人数	就業時間①1人 ②1人	許可番号	派●●-●●●●●●●●
------	-------------	------	--------------

(派遣先) 株式会社厚労商事 関西支社  
〒540-8527 大阪市中央区大手前●-●-●

(派遣元) 近畿スタッフ株式会社 大阪オフィス  
〒530-0001 大阪市北区梅田●-●-●

(※)就業時間について、シフトにより日々の就業時間が9:00～17:00と10:00～18:00のどちらかとなる場合は「シフトによる」と付記し、シフトを添付してください。